

## 業務仕様書

本業務仕様書は「令和4年度神戸メリケンパークイルミネーション事業」に適用するものとする。

### 1. 業務名称

令和4年度神戸メリケンパークイルミネーション事業

### 2. 委託期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

### 3. 業務内容

#### (1) イルミネーションの企画および実施

- ・メリケンパークにおける冬の賑わいづくりのために、幅広い世代の市民が楽しめるイルミネーションを企画・実施する。企画・実施にあたっては、次の内容を踏まえたものとする。
  - ①芸術性が高く、神戸らしいコンテンツであり、それらを実現するために総合演出等を企画・立案できるアーティストをクリエイティブディレクター（CD）として配置すること。また、現地での総合調整も含めて、CD自らが主体的に動くこと。
  - ②ウォーターフロントエリアとの回遊性向上に向けた仕掛けづくりとして、遊覧船やホテル、その他商業施設等への相乗効果を意識した連携プランを企画すること。
  - ③開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を実施するものとする。
    - ※兵庫県のイベント開催方針を随時確認するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況が悪化した場合の対策や代替事業の検討・実施をすることとする。
- ・委託事業者は、設備・設置物の安全管理及び撤去や、雑踏への安全対策などを適切に実施し、関係機関（警察等）との連絡調整をすること。必要な損害保険に加入すること。
- ・運営にかかる事業推進については本市と連携して行うこと。



※広告物を配布する場合、配布物の内容・配布方法等について事前に本市の了解を得ること。

#### 4. その他

- ・業務全体を総括する総括責任者及び管理者を選任し、本市と密に連携が取れる体制とすること。（定例的な打ち合わせを行うこと）
- ・本業務仕様書に疑義が生じた場合は、本市職員と十分に協議すること。

#### 5. 事業者要件

##### (1) 健全性

財政状況や経営基盤が健全であること。

##### (2) 善管注意義務

事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行すること。

##### (3) 第三者委託

事業者は、当該事業の全部または大部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、神戸市と協議を行い、認められたものについては、当該事業の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる。（市内に事業所を構える企業への再委託等を優先的に行うこと。）

##### (4) 関係法令の遵守

事業者は、関係法令等の規定を遵守すること。

##### (5) 業務実施にあたっての注意点

以下の事項を含む企画内容で企画実施することは認めない。

- ・公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・誹謗中傷を含むもの
- ・単なる噂又は噂を助長させるもの
- ・わいせつな内容又はその内容を含むホームページのリンク
- ・業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・政治性のあるものや選挙に関するもの
- ・宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ・本市又は他者の権利を侵害する恐れのあるもの
- ・本市のイメージを低下させる恐れのあるもの
- ・その他社会通念上に照らして本市が不相当と認めるもの